

関係各位

東京都立東大和療育センター  
院長 柳瀬 治

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策について  
— 第4回 緊急事態宣言の解除を受けて —

日頃から当センターの事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染者数の顕著な減少傾向を受け第4回目の緊急事態宣言が10月1日から解除された状況に鑑み、当センターの基本方針を以下のようにさせていただきます。

必要な方々への支援を着実に継続できますよう、引き続き感染防止対策を徹底しながら、取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

- 1 すべての外来患者様、付き添いご家族等の方及び業者の方へのお願い
  - ・来院時に外来患者様、付き添いご家族等すべての方の体温計測と健康確認を行っていただくことと、有症状者の方の入館を原則としてお断りすることは、これまでと変わりありません。
- 2 外来診療
  - ・外来においては、健康確認で問題がなければ引き続き予約診療にて実施いたしますが、電話診療も必要に応じて継続いたします。
  - ・待合スペースで患者様同士が密集しないように、待合椅子の間隔を広げる等の対応を継続いたします。
  - ・予約外の診療は、原則、お受けすることができません。当センターへのかかりつけの患者様で特段の事情がある場合に限り、主治医または救急当番医の判断をもって、平日日中の特定の時間帯に診療をいたします。
  - ・歯科外来は、感染対策を実施しながら、診療を継続いたします。全身麻酔による歯科治療については、再開に向けて院内の調整を進めます。
  - ・その他の診療科外来は、感染対策を実施しながら診療を継続いたします。病棟への往診については、制限の緩和を検討します。
  - ・摂食嚥下外来は、感染対策の徹底と1部屋1組での実施を原則とし、場所・人員の可能な範囲で段階的に枠の拡大を進めていきます。
  - ・リハビリテーション（訓練）は、感染対策を実施しながら、現状維持で継続いたします。病棟への感染症持ち込みのリスクを下げるため、原則、当該療法士が外来担当の週は病棟の訓練は実施いたしません。
- 3 長期入所
  - ・長期入所者への支援サービスは、現行どおりの継続を基本方針とします。
  - ・ご利用者の皆さんの日中の過ごし方については、ソーシャルディスタンスを十分確保できるよう引き続き工夫してまいります。
- 4 短期入所
  - ・各病棟に短期入所者用の居室を設け、原則として居室内で過ごしていただきます。
  - ・短期入所中の通所利用は引き続きご遠慮いただきます。
  - ・入所前の健康確認の対象を同居の家族まで引き続き拡大させていただきますので、ご協力をお願いいたします。ご本人、同居のご家族等に発熱などの症状がある場合や周囲での感染事例が確認された場合は、原則、入所をお断りさせていただきます。
- 5 通 所
  - ・感染対策を実施しながら、ご利用者ごと週2回の通所を当面の間継続いたしますが、送迎バス内でのご利用者のマスク着用や吸引等処置時の感染対策を見直して、バス一台あたりの定員を引き上げる方向で検討していきます。
- 6 面 会
  - ・長期入所者の面会を、令和3年10月11日（月）から再開いたしました。事前予約制で、病棟外に設置の面会専用スペースにおいて、距離を保ちながらパーティションを挟んでの面会を実施しています。
  - ・短期入所中は、原則として面会をご遠慮いただきますので、ご理解をお願いいたします。